

JAS認定業務案内

和歌山有機認証協会(以下「本会」といいます。)は、「農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律」(JAS法)に基づき、農林水産大臣による登録を受けた認定機関として、有機農産物、有機加工食品、地鶏肉の認定に関する業務を、日本国内の生産行程管理者及び小分け業者を対象に行います。

【JAS法に基づく認定とは】

- 農林水産大臣による登録を受けた第三者機関(登録認定機関)が、有機農産物や地鶏肉等の生産行程管理者(農家や農業生産法人、食品加工業者など)や小分け業者を、それぞれについて農林水産省告示で定める「認定の技術的基準」に照らして認定し、この認定を受けた者(以下「認定生産行程管理者等」といいます。)が、有機農産物や有機加工食品、地鶏肉等について、それぞれの日本農林規格(JAS規格)に適合しているかどうかを自ら検査した結果、適合していると判断(これを「格付」といいます。)したものに、この格付をたしかに行った証としてJASマークを付すことができる制度です。なお、有機JASマークが付されていない農産物や加工食品に、「有機」や「オーガニック」の文言を表示することは法律で禁止されています。

【認定業務を行う時間と標準処理期間】

- 原則として平日(本会の認定業務規程第8条2に定める休日以外の日)の10時から17時までです。ただし、申請者の都合によりこれ以外の時間に業務を行う必要が生じた場合、理事長の承認を得たうえこれに対処することがあります。
- 認定申請書を受理してから判定までの標準的な処理日数は50日です。ただし、この日数には本会の休日(前項参照)、書類の不備を補うための作業等に要した期間、申請内容確認のための照会等に要した期間は含みません。

【本会の業務実施の根拠となる権限及び外部委託について】

- 本会は、JAS法に基づき農林水産大臣に登録された認定機関として、JAS認定の業務を行います。
- 本会は、認定業務の一部を、その能力を有する外部に委託することがあります。

【本会が財政基盤を確保する手段】

- 本会の財政基盤は、会費、認定手数料、監査手数料、その他の事業収入(和歌山県特別栽培農産物認証制度に係る認証事業等)、寄付金ほかにより確保されています。なお、本会は直近の財務諸表を求めに応じ交付しています(有料)。

【認定申請者の条件】

- 本会に認定申請を行うことができる方は、以下の条件を満たされる方です。
 - (1) 認定の対象となる、生産・製造・小分けに使用する施設が日本国内にあること
 - (2) 本会が主催するか認めた講習会において「認定の技術的基準」が定める課程を受講修了した担当者を、必要な人数、認定時において確保することができること。
- 以下の条件のいずれかに該当する方は本会に認定申請を行うことができません。
 - (1) JAS法に違反したことにより罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わった日から1年が経過していない。
 - (2) 本会又は他の登録認定機関から認定を取消されてから1年が経過していない。
 - (3) 認定取消しの日の前30日以内に当該取消しに係る認定生産行程管理者等の役員であって当該取消しの日から1年が経過していない。
 - (4) 本会の規定に従わない。

【申請書の配布】

- 認定申請書は、一部の添付書類の書式を含め本会の事務所で直接、又は郵送等により有償で配布します。

【認定申請者に対する要求事項及び義務】

- 本会に認定を申請される方には、次に掲げる要求事項を承諾することを確認していただきます。なお、これらの要求事項は、認定取得後は、認定生産行程管理者等の義務となります。

- (1) 認定に係る事項が認定の技術的基準に常に適合するよう維持すること
- (2) 格付の表示に係るJAS法の規定を遵守すること
- (3) 農林水産大臣の行う格付の表示の改善命令に違反し、又は農林水産大臣若しくは独立行政法人農林水産消費技術センターによる報告の請求を拒否し、虚偽の報告をし、又は立ち入り検査の拒否、妨害若しくは忌避をしないこと。
- (4) 認定事項を変更し、又は格付業務を廃止しようとするときは、あらかじめ本会に通知すること。
- (5) 認定を受けている旨の広告又は表示をするときは、認定に係る農林物資以外の製品も本会の認定を受けていると誤認させ、又は本会の認定業務の内容を誤認させる恐れがないようにすること。
- (6) 認定に係る農林物資が当該農林物資の日本農林規格に適合していることを示す以外の目的で、認定を受けている旨の広告又は表示を行わないこと。
- (7) 本会が(5)又は(6)の条件に違反すると認めて広告又は表示の方法の改善又は中止を求めたときはこれに応じること。
- (8) (5)または(6)のほか、他人に認定、格付又は格付の表示に関する情報の提供を行うに当たっては、認定に係る農林物資以外の製品も本会の認定を受けていると誤認させ、又は本会の認定業務の内容を誤認させる恐れがないようにすること。
- (9) 本会が行う監査、その他の調査等に協力すること。
- (10) 毎年5月末日までに、その前年度の格付実績を本会に報告すること。
- (11) 本会が、認定生産行程管理者等に対し、必要な報告を求め、又は事務所、ほ場等に立ち入り、格付、農林物資の広告又は表示、農林物資、原料、工場、帳簿その他の検査をすることができること。
- (12) 認定生産行程管理者等が(1)から(9)までの条件に違反し、又は(10)の報告をせず若しくは虚偽の報告をし、若しくは(11)の検査を拒否、妨害若しくは忌避したときは、本会は認定の取消し又は格付業務及び格付の表示を付した製品の出荷の停止を請求できること。
- (13) 認定生産行程管理者等が(12)の請求に応じないときは、本会はその認定を取り消すこと。
- (14) 本会は(12)及び(13)の規定による認定の取消し又は請求を行ったときは、当該認定生産行程管理者等の氏名又は名称及び住所、認定に係る農林物資の種類、認定に係るほ場等の名称及び所在地、認定の年月日、当該認定の取消し又は請求を行った年月日及びその理由を公表すること。また、認定生産行程管理者等が格付に関する業務を廃止したときは、当該廃止の年月日を公表すること。
- (15) (12)及び(13)により認定を取り消されたとき及び認定証が再交付されたときは、それ以前に交付された認定証を廃棄すること。
- (16) JAS製品に関連して持ち込まれた苦情に対し適切な処置をとるとともに、その記録を本会の求めに応じ利用させること。

【認定生産行程管理者等の登録と認定事項の公開】

- 本会は、認定生産行程管理者等の認定に係る情報を認定記録に登録し、このうち認定事項を求めに応じ公開します。ただし、認定事項の範囲を超えて、個人又は団体の情報を公開することはありません。

【認定申請者及び認定生産行程管理者等の権利】

- 認定申請者及び認定生産行程管理者等は、認定又は監査に係る判定の通知を受けてから30日以内に限り、文書(FAX及び電子メールを含みます)により、判定の再考を求める等、当該判定に対する異議を申し立てることができます。
- 前項の異議に対する本会の回答になお同意できない場合、自らが出席する調停委員会の開催を求めることができます。
- 本会は、苦情・異議申し立て及び紛争処理規程に従い、これらの異議申し立てや苦情等に誠実に対処します。

【認定手数料及び監査手数料】

区 分	認定手数料の内訳	請求単位	金 額
有機農産物の生産行程管理者	申請料	生産者ごと	10,000円
	検査日当	1日（8時間） 半日（4時間）	25,000円 15,000円
	審査料	認定対象ほ場ごと	5,000円
	申請料	申請単位ごと	20,000円
有機加工食品の生産行程管理者であって 農場内加工の範疇のもの（注1）	検査日当	1日（8時間） 半日（4時間）	30,000円 20,000円
	審査料	認定対象施設ごと	10,000円
	申請料	申請単位ごと	30,000円
	検査日当	1日（8時間） 半日（4時間）	30,000円 20,000円
前記以外のもの（注2）	審査料	認定対象施設ごと	20,000円

（注1）認定生産行程管理者等が、自ら栽培する有機農産物を原料として、調整、加熱、製粉、搾汁、塩蔵、単純な成形、乾燥等、家内工業的な加工を行うもの。 例：白干梅、干柿、切り干し大根等

（注2）以下のカテゴリーが含まれます

- ・有機加工食品の生産行程管理者であって農場内加工の範疇に入らないもの
- ・有機農産物、有機加工食品の小分け業者 ・地鶏肉の生産行程管理者及び小分け業者

（注3）やむを得ない事情により、追加的な検査や審査等が必要になった際の費用については、申請者と協議のうえ、合意した金額を別途請求いたします。

- ①手数料の請求は実地検査終了後、一括して行います。
- ②検査の実施に伴う検査員の交通費（公共交通使用の場合、普通運賃、指定席特急料金、普通航空運賃、普通船賃、その他の交通料金。自家用車利用の場合、走行1kmあたり20円と有料道路通行料）、宿泊費（11,800円を上限とする実費）、写真代実費、書類送付料実費を別途請求いたします。
- ③検査開始地までの往復に6時間以上を要した場合は10,000円、前泊・後泊を要した場合は15,000円を、検査 日当加算分として請求いたします。なお、この両者を併せて請求することはありません。
- ④有機農産物の生産行程管理者についての認定手数料には申請者または申請者が所属するグループが所持する、荒茶、粃すり、脱穀などに係る施設の検査を含みます。これらを業者に外部委託している場合は施設1件につき10,000円と検査に要した交通費等の実費を、別途請求いたします。
- ⑤是正措置の確認のため再検査を行った場合、検査日当及び②③項の費用を請求いたします。
- ⑥上記料金は、請求の日から2週間以内に指定口座にお振込みください。なお、振込手数料は申請者においてご負担ください。

【別記】 監査手数料の額と徴収方法

監査手数料は上記の申請料を半額とするほかは「認定手数料の額と徴収方法」に準じます。なおこの場合、上記の表及び①から⑥までの記述中、「検査」は「監査」に、また「申請者」は「被監査者」と読み替えます。ただし、監査に際し認定範囲を拡大するための検査を併せて行う場合、当該部分は新規申請と同額とします。

【交付手数料の額】

認定業務規程上の交付根拠	交付する書面	交付形態	一件あたり金額
第20条第2項（1）	定款	書面	500円
		電磁データ	1,000円
第20条第2項（2）～（8） 及び 第21条第1項	J A S 認定業務案内	書面	無料
		電磁データ	1,000円
	認定業務規程	書面	500円
		電磁データ	1,000円
	認定業務規程の下位規程及び付属文書類	書面	500円
		電磁データ	1,000円
第20条第2項（9）	財務諸表 （貸借対照表及び財産目録）	書面	1,000円
		電磁データ	500円
第11条第3項	資材証明記載内容確認書	書面	500円
	種苗証明記載内容確認書	書面	500円
第22条第1項	認定申請書 （添付文書の書式を含む）	書面	500円
		電磁データ	1,000円

- ①電磁データはフロッピーディスクまたはコンパクトディスクにて提供します。
- ②郵送を要する場合は、郵送料実費を別途請求いたします。
- ③上記料金は請求の日から2週間以内に指定口座にお振込みください。なお、振込手数料は申請者においてご負担ください。

【JAS講習会受講料】

講 習 区 分		受 講 料	聴 講 料
有機	農産物の生産行程管理者	15,000	3,000
	加工食品の生産行程管理者・小分け業者	20,000	3,000
	地鶏肉の生産行程管理者・小分け業者	20,000	3,000

【JAS認証を受けるための実施手順】



《お問い合わせ先》

NPO和歌山有機認証協会（略称WOCA）

〒640-8269 和歌山市小松原通3丁目22

TEL：073-421-6545 FAX：073-432-3881

e-mail：woca@vaw.ne.jp HP：http://www.vaw.ne.jp/aso/woca/